

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 14

事業名 (計画事業名)	雄武町戦没者追悼式	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【根拠法令等】
主要施策の分類	福祉意識の高揚	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	戦没者の遺族及び一般町民	受益者負担	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
事業の意図 (What)	戦没者を追悼する		
事業の手段 (How)	追悼式の実施		
事業の結果 (Outcome)	戦没者の慰霊		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
戦没者追悼式の実施		9月5日	9月3日	9月2日	9月1日		H10～H19	213千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
9月の第1金曜日に戦没者追悼式を挙行 場所～雄武町民センター	広報誌にチラシ折込、ホームページ掲載
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	昭和10年、碑を現在地に移転してから慰霊の祭事が盛大に執行され、昭和59年に招魂祭の式典形式が町主催の戦没者追悼式に改められ現在に至っている
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村においても同様に実施されている
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	遺族の高齢化を考慮し、実施場所を式典委員会検討した

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 戦没者に哀悼の意を表すとともに平和の尊さを再認識するため行政が実施すべき事業であります

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を超えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>内容的に継続実施が必要な事業</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>式が円滑に実施されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>遺族の外、一般町民・来賓も参列しており、町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>予算作成時に削減を検討し計上している</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>屋内開催について検討した</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>遺族会のみでの実施は困難であり休廃止することができない</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

戦没者に対し、追悼の誠を捧げるとともに、平和への誓いを新たにすため追悼式を実施しているものです。
 今年度は屋内用の祭壇を作成するため事業費が増額となっておりますが、遺族の高齢化を考慮し屋内で追悼式を実施します。これにより、昨年まで準備・実施のために多数の職員の協力をいただいておりますが、保健福祉課のみで対応出来るものと考えております。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 15

事業名 (計画事業名)	雄武町社会福祉協議会補助事業 社会福祉協議会活動運営費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会福祉協議会の活動支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町社会福祉協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 社会福祉活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
社会福祉協議会活動運営費補助	6,880千円	6,880千円	6,670千円	6,670千円	6,670千円	H10～H19	6,670千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 運営費の補助により、社会福祉協議会の事業が拡大した
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

社会福祉協議会専門員の人件費補助(2名分)	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	町内で唯一の社会福祉法人として地域福祉の推進に積極的に取り組んでいる雄武町社会福祉協議会に対し人件費の補助を行い協議会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	公の施設に係る指定管理者に指定(平成17年4月1日から平成27年3月31日まで)

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 地域の社会福祉活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>地域福祉活動を推進するため行政の支援が必要</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・<input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当協議会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>多くの町民が社協の会員であり理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に3%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>人件費に対する補助であり休廃止することは困難</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) </p> <p> B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>雄武町社会福祉協議会の専門員2名分の人件費を補助しておりますが、地域福祉の推進、当協議会の円滑な事業推進を図るためにも本事業の継続実施が必要と思われれます。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 16

事業名 (計画事業名)	雄武町民生児童委員協議会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	民生児童委員の活動支援		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	雄武町民生児童委員協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	民生児童委員活動を支援する		
事業の手段 (How)	運営費を補助する		
事業の結果 (Outcome)	事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
民生児童委員協議会運営費補助	70千円	70千円	63千円	53千円		H10～H19	63千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

活動運営費の補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	社会福祉協力員に委嘱している民生児童委員で組織されている当協議会に対し運営費の補助を行い、当協議会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 地域の社会福祉活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>地域福祉活動を推進するため行政の支援が必要</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・<input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当協議会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>民生委員は地域に密着した活動をしており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に10%、平成18年度に15%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>この事業により当協議会の運営が円滑に行われるとともに、民生児童委員の資質向上を図る組織であることから休廃止することは困難である</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町民生児童委員協議会に対し運営費を補助しておりますが、当協議会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 17

事業名 (計画事業名)	雄武町遺族会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	遺族会の活動支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町遺族会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 遺族会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
雄武町遺族会運営費補助	90千円	90千円	80千円	40千円		H10～H19	80千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

活動運営費の補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	戦没者の遺族で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案
	スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	高齢化が進み会員が年々減少している

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 遺族の福祉増進、更正援護活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>援護活動を推進するため行政の支援が必要</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・<input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>戦没者追悼式を挙げており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に10%、平成18年度に50%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の活動を維持継続するため事業の休止は困難である</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町遺族会に対し運営費を補助しておりますが、当会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 18

事業名 (計画事業名)	紋別地区保護司会雄武支部運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	保護司会の活動支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 紋別地区保護司会雄武支部	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
事業の意図	(What) 保護司会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
保護司会運営費補助	35千円	35千円	35千円	30千円		H10～H19	35千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

活動運営費の補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	紋別地区保護司会雄武支部に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 保護司の更生活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>更生活動を推進するため行政の支援が必要</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・<input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>社会を明るくする運動(7月1日)で街頭啓発を実施しており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
【事業の対象・手段】	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度に15%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の活動を維持継続するため事業の休廃止は困難である</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

紋別地区保護司会雄武支部に対し運営費を補助しておりますが、当支部の犯罪や飛行の防止、犯罪を犯した人の更生を支えるための活動を支援するため、継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 19

事業名 (計画事業名)	雄武町人権擁護委員協議会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	人権擁護委員活動の推進		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	雄武町人権擁護委員協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	人権擁護活動を支援する		
事業の手段 (How)	運営費を補助する		
事業の結果 (Outcome)	事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
人権擁護委員協議会運営費補助	20千円	20千円	20千円	15千円		H10～H19	20千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

活動運営費の補助	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
----------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町人権擁護委員協議会に対し運営費の補助を行い、当協議会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案
	スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 人権擁護委員の相談活動を推進するため、行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>地域住民の基本的な人権を守る活動を推進するため行政の支援が必要</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>心配ごと相談所の開設、産業観光まつり等で街頭啓発を実施しており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度に25%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当協議会の活動を維持継続するため事業の休廃止は困難である</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町人権擁護委員協議会に対し運営費を補助しておりますが、当協議会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 20

事業名 (計画事業名)	法外援助費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	社会保障の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	低所得者福祉の充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 低所得世帯、独居老人、在宅障害者等	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 低所得者等を支援する		
事業の手段	(How) 歳末見舞金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 楽しい正月が迎えらるる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
義援金の扶助	250千円	250千円	200千円	200千円		H10～H19	200千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

歳末助け合い運動の義援金を扶助する	【町民への周知方法】 社協だよりで周知されている 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	毎年12月に共同募金会雄武分会で実施されている歳末たすけあい運動に対し町として義援金を支出しています
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 全国で展開されている歳末たすけあい運動に対し行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>低所得者等に見舞金が支給されています</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>社協により結果が周知されており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に20%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>民協、社協で対象者を検討し支給している</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>低所得者等に対し歳末見舞金を支給するため休廃止が困難な事業である</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、歳末助け合い運動の義援金を扶助しているものですが、低所得世帯等を支援するため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 21

事業名 (計画事業名)	生活管理指導短期宿泊事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	生活管理指導短期宿泊事業	調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 自治事務(例規)
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	
主要施策の分類		サービスを利用しやすい環境づくり

事業の説明等	
事業の対象 (Who)	社会生活が困難な高齢者
事業の意図 (What)	要介護状態への進行を防止する
事業の手段 (How)	生活習慣等の指導及び体調調整を行う
事業の結果 (Outcome)	高齢者の介護予防が図られる

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
生活管理指導短期宿泊事業		666千円	700千円	135千円	710千円 114千円	800千円	H13～H19	135千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
雄武町社会福祉協議会と業務委託契約を締結し事業を実施する	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	要介護状態への進行を防止するため指定短期入所生活介護事業所雄武町特別養護老人ホーム内の空き部屋において短期間の宿泊を行うことにより生活習慣等の指導及び体調調整を行う事業を雄武町介護予防・生活支援事業条例に基づき実施しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年度から介護保険制度の地域支援事業(介護予防特定高齢者背施策、通所型介護予防事業)を実施(114千円)

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護予防を推進するため行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・<input checked="" type="radio"/>非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>要支援、要介護状態への進行防止と高齢者の自立した生活が確保される</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の介護予防を図る事業であり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>雄武町介護予防・生活支援事業の運営に関する業務委託契約</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・<input checked="" type="radio"/>非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・<input checked="" type="radio"/>無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者手数料を改正しました</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、特別養護老人ホームの空きベットを活用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行っているものですが、高齢者の要介護状態への進行を防ぐためにも事業を継続すべきと考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 22

事業名 (計画事業名)	軽度生活援助事業(高齢者生活援助員派遣事業)	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	軽度生活援助事業	調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 自治事務(例規)
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	高齢者対策の充実	
主要施策の分類		在宅福祉サービス等の拡充

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者	受益者負担 (有)・無
事業の意図	(What)	自立した生活の継続、要介護状態への進行を防止する	
事業の手段	(How)	軽易な日常生活上の援助を行う	
事業の結果	(Outcome)	高齢者の介護予防が図られる	

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
高齢者生活援助員派遣事業		907千円	960千円	840千円	720千円	1740千円	H13～H19	840千円	

【事業計画の達成状況】		(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
a	事業計画を予定どおりに達成している	
b	事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c	事業計画を達成できない見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】		【町民への周知方法】
雄武町社会福祉協議会と業務委託契約を締結し事業を実施する		【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】		高齢者が自立して生活し続けられるように生活援助員を派遣する事業を雄武町介護予防・生活支援事業条例に基づき実施しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業	
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業	
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取	
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整	
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】		平成18年度から介護保険制度の地域支援事業(介護予防特定高齢者背施策、訪問型介護予防事業)を実施

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 介護予防を推進するため行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>要支援、要介護状態への進行防止と高齢者の自立した生活が確保される</p>
<p>[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の介護予防を図る事業であり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>雄武町介護予防・生活支援事業の運営に関する業務委託契約</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者手数料を改正しました</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行い、自立した生活の継続と要支援・要介護状態への進行予防を図るものであり継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 23

事業名 (計画事業名)	生きがい活動通所事業(高齢者通所型介護予防事業)	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	生きがい活動支援通所事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者	受益者負担	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 高齢者の自立した生活を確保する		
事業の手段	(How) 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のサービスを提供		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の保健福祉の増進が図られる		

事業の執行状況

事業量の推移について記入

備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
高齢者通所型介護予防事業	575千円	613千円	701千円	2,084千円	610千円	H13～H19	701千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できない見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

雄武町社会福祉協議会と業務委託契約を締結し事業を実施する	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------------	-------------------------------------

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	指定通所介護事業所雄武町在宅老人デイサービスセンターにおいて運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果があると認められる事業を雄武町介護予防・生活支援事業条例に基づき実施するものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年度から介護保険制度の地域支援事業(介護予防特定高齢者背施策、通所型介護予防事業)を実施

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 介護予防を推進するため行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>要支援、要介護状態への進行防止と高齢者の自立した生活が確保される</p>
<p>[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の介護予防を図る事業であり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>雄武町介護予防・生活支援事業の運営に関する業務委託契約</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者手数料を改正しました</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

要支援状態又は要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者に対し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上を図るものであり、介護予防の推進と高齢者の自立した生活を確保するため事業の継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 24

事業名 (計画事業名)	老人福祉施設措置費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	高齢者保健福祉施設等の整備充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 養護老人ホーム措置者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 措置者を支援する		
事業の手段	(How) 措置費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 措置が継続される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
養護老人ホーム措置費の支出	19,561千円	20,149千円	18,799千円	18,430千円		H10～H19	18,799千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

毎月措置費を支出。本人及び扶養義務者負担分を徴収する。	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
-----------------------------	---------------------------------

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	養護老人ホーム措置者に係る費用を支出しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同事業を実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	平成17年度に国庫、道負担金が一般財源化

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 老人福祉法の規定により行政が行う事業

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>措置が継続されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>法に基づく事業であり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他一般財源化)</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に廃止</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>法の規定により削減の余地はない</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

老人福祉施設(養護老人ホーム)入所者の措置費を支出するものであり、措置を継続するため必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 25

事業名 (計画事業名)	雄武町老人クラブ連合会運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	雄武町老人クラブ連合会運営補助事業	調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	雄武町老人クラブ連合会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	老人クラブ活動を支援する		
事業の手段 (How)	運営費を補助する		
事業の結果 (Outcome)	事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
町老人クラブ連合会運営補助金	1,050千円	1,050千円	1,000千円	1,000千円	1,000千円	H10～H19	1,000千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

単位老人クラブを含む老人クラブ連合会の活動運営費の補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の生きがい対策として12単位クラブで構成されている老人クラブ連合会に対し活動運営費の補助を行い高齢者の福祉向上と健康増進を図っている
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同事業を実施
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の生きがい対策の推進のため行政が支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>クラブの活性化を図るため行政の支援が支援</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の事業運営が円滑に行われています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>全町に老人クラブが組織されており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成17年度に5%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の生きがい対策を推進するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮小 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) <input type="radio"/> エ 統合 <input type="radio"/> B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) <input type="radio"/> C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) <input type="radio"/> D 廃止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>雄武町老人クラブ連合会に対し運営費を補助しておりますが、当連合会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。 連合会から各単位クラブへ交付金が支出されており、地域における交流活動等、高齢者の福祉向上が図られます。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 26

事業名 (計画事業名)	高齢者事業団訪問開拓員設置費補助金 高齢者事業団訪問開拓員設置費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	保健福祉関係の人材の育成・確保		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 高齢者事業団	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 訪問開拓員を設置する		
事業の手段	(How) 設置費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
高齢者事業団訪問開拓員設置補助	1,000千円	1,000千円	1,000千円	900千円	1,000千円	H10～H19	1,000千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

高齢者事業団の訪問開拓員1名分の人件費を補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町高齢者事業団の育成発展を図るため訪問開拓員の人件費相当分を補助しているものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成20年度で道補助金が終了となることから段階的に補助金の削減を行います

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の生きがい対策の推進のため行政が支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>高齢者の雇用場を確保するため行政の支援が支援</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・<input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>事業団の運営が円滑に行われています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>公共事業のほか一般家庭においても就労しており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・<input checked="" type="radio"/> 単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度より補助基準額が減額</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>総合計画に基づき削減予定(平成18年度は10%削減)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の生きがい対策を推進するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町高齢者事業団の育成発展を図るため、訪問開拓員の人件費相当分を補助しているものですが、高齢者の就労機会の創出に必要な事業と考えます。平成20年度で道補助金が終了となることから段階的に補助金の削減を行います

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 27

事業名 (計画事業名)	除雪サービス事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	道路・交通網の整備		
主要施策の分類	冬期間の交通及び安全性の確保		
			【事務種類】 自治事務(その他・補助)

事業の説明等

事業の対象	(Who) 除雪労力が困難な世帯	受益者負担	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 緊急避難路を確保する		
事業の手段	(How) 除雪サービスを行う		
事業の結果	(Outcome) 安全性が確保される		

事業の執行状況

	事業量の推移について記入				備考欄は直近年度の事業費実績値を記入		
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
除雪サービス	358千円	482千円	373千円	500千円		H10～H19	373千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

雄武町社会福祉協議会と委託契約を締結し事業を実施	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	除雪労力が困難な世帯に対し、冬期間の緊急避難路を確保するため除雪サービスを実施しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 冬期間における町民の安全な生活を確保するため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切な除雪により町民の安全な生活が確保されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>除雪は重労働であり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>委託金額に上限額(50万円)を設定しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町民の安全な生活を確保するため休止することが困難な事業</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継 続 <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) </p> <p> B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>雄武町社会福祉協議会と委託契約を締結し、除雪労力が困難な世帯に対し除雪サービスを行っておりますが、冬期間の緊急避難路を確保するため事業の継続実施が必要と考えます。</p>	

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 28

事業名 (計画事業名)	老人医療費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 道老対象者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 医療費の負担を軽減する		
事業の手段	(How) 医療費を扶助する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の生活が安定する		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
医療費の扶助	766千円	1,104千円	1,187千円	1,020千円		H10～H19	1,187千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

町条例に基づき医療費を扶助	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
---------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	老人医療給付特別対策事業により老人の医療費を町条例に基づき給付しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 道老対象者の医療負担を軽減するため行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>対象者の医療費負担が軽減されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の生活の安定が図られるものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

老人医療給付特別対策事業(道老)により65歳以上の老人の医療費を町条例に基づき給付しているものです。
 20年3月で事業廃止予定。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 29

事業名 (計画事業名)	在宅福祉推進事業補助金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 70歳以上の独居老人、65歳以上の高齢者	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 地域及び自治会における福祉活動の推進を図る		
事業の手段	(How) 補助金を交付する		
事業の結果	(Outcome) ボランティア団体の育成、活性化が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
独居老人交流事業	1,000千円	400千円	350千円	350千円		H10～H19	350千円
ふれあい昼食会							

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

社会福祉協議会が行う在宅福祉推進事業に対し補助金を交付する	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	地域及び自治会における福祉活動の推進とボランティア団体の育成を図るため社協が行っている在宅福祉推進事業に対し補助金を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 独居老人等の交流の機会を確保するため行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>地域における福祉活動を推進するため行政が支援すべきと考えます</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者の交流機会が確保されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>福祉活動の推進とボランティア団体の育成が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度に15%削減済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>70歳以上の独居老人、65歳以上の高齢者のふれあい交流の機会を確保するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継 続 <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) </p> <p> B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>雄武町社会福祉協議会が行っている独居老人交流事業、ふれあい昼食会に対する補助金ですが、地域及び自治会における福祉活動の推進とボランティア団体の育成、活性化を図るため継続実施が必要と考えます。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 30

事業名 (計画事業名)	高齢者等入浴優待事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	高齢者等入浴優待券交付事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	高齢者の健康づくりの推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 70歳以上の高齢者等	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 高齢者の健康維持を図る		
事業の手段	(How) 入浴優待券を交付する		
事業の結果	(Outcome) 精神のリフレッシュ・健康維持が図られる		

事業の執行状況

事業量の推移について記入

備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
入浴優待券交付	1,967千円	2,132千円	1,985千円	2,000千円	2,000千円	H10～H19	1,985千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

高齢者・障害者等にホテル日の出岬の入浴優待券を交付	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
---------------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者等の健康の維持とホテル日の出岬の入浴優待券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の健康維持を図るため行政が行うべきであると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>入浴により心身のリフレッシュが図られています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>多くの高齢者等が利用しており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>入浴料金を平成17年度より450円に改定</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内の各老人クラブが定期的に利用しており高齢者の健康維持を推進するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

事業予算2,000千円の範囲の事業としたい。
 現行入浴料450円(4月1日改定)

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 31

事業名 (計画事業名)	居宅老人交通費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	居宅老人交通費助成事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 75歳以上の高齢者(車輛所有者は除外)	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 病院通院等の経費を助成する		
事業の手段	(How) ハイヤー料金の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 病院通院等の交通手段が確保される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
交通費の一部助成	9,111千円	6,872千円	4,873千円	5,700千円	5,700千円	H10～H19	4,873千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

75歳以上の高齢者等に交通費助成券を交付	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
----------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	居宅老人交通費助成要綱により自動車を持っていない高齢者等に対し交通費助成券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	事業の継続実施を図るため対象年齢の引き上げ、交付枚数の見直しを実施

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 高齢者の通院に係る負担を軽減するため行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>通院に係る交通経費が軽減されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>自動車を有しない多くの高齢者等が利用しており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>対象年齢の引き上げ、交付枚数の見直しを実施</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢者等の通院に要する負担軽減と健康維持を図るため休止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

病院受診を中心とした助成事業であるが、患者輸送車での送迎もあるため現行の枚数(24枚、18枚)を維持することとしたい。
廃止をして代替の移送事業を考えると車輛代、人件費を考慮すると現行と大差ないと考える。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 32

事業名 (計画事業名)	敬老祝金支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	敬老祝金支給事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 喜寿、米寿、白寿、上寿対象者	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 長寿を祝い敬老する		
事業の手段	(How) 祝金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の生きがい図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
敬老祝金支給	2,000千円	1,900千円	1,580千円	1,990千円	1,710千円	H13～H19	1,580千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

雄武町敬老祝金支給条例に基づき敬老祝金を支給	【町民への周知方法】 対象者に通知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の生きがい対策を推進するため雄武町敬老祝金支給条例に基づき敬老祝金を支給しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 雄武町の貢献者である高齢者をねぎらい長寿を祝うものであり行政が行うべきであると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・<input checked="" type="radio"/>非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>長寿は誰もが望むことであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/>不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・<input checked="" type="radio"/>非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・<input checked="" type="radio"/>無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>喜寿、米寿、白寿、上寿の該当者分を予算計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>各地区の敬老会で支給</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町民の敬老意識の高揚を図るため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継 続 <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) </p> <p> B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>この事業は、高齢者(喜寿、米寿、白寿、上寿)に対し敬老祝金を支給し、長寿を祝福しているものですが、町民の敬老意識の高揚を図るためにも当分の間、現状を維持することとしたい。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 33

事業名 (計画事業名)	敬老会賄費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	敬老会賄費助成事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	高齢者の生きがい対策の推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 75歳以上の高齢者	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 長年の功労を祝う		
事業の手段	(How) 敬老会の経費の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 高齢者の喜びが得られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
敬老会賄費助成	1,624千円	1,508千円	1,358千円	1,470千円	1,480千円	H10～H19	1,358千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

各地区で開催される敬老会の経費の一部を助成	【町民への周知方法】 自治会に対し周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-----------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	高齢者の長年の功労をねぎらうため各地区で開催される敬老会の経費の一部を助成しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村においても敬老会が開催されています
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 町の功労者である高齢者をねぎらうため行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>全町の高齢者を収容できる施設が無いため各地区の敬老会に対し助成しております</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>敬老会が円滑に実施されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>敬老意識の高揚が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>敬老会出席者に一人2,000円を助成</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>75歳以上が対象</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>敬老会を継続して開催するため休止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

各地区で開催される敬老会の経費の一部を助成し長年の功労を祝っておりますが、高齢者のいきがい対策として継続実施が必要な事業であると考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 34

事業名 (計画事業名)	家族介護用品支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
事業名 (細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	在宅福祉サービスの拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 在宅において重度の要介護者を介護している低所得者世帯	受益者負担	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 家族介護世帯を支援する		
事業の手段	(How) 介護用品の給付券を交付する		
事業の結果	(Outcome) 家族介護による経済的負担の軽減が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
介護用品の給付券を支給	78千円	144千円	257千円	288千円		H14～H19	257千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

介護用品の給付券(月額6千円を限度)を交付	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	家族介護による経済的負担の軽減を図るため在宅において重度の要介護者を介護している低所得世帯に対して介護用品の給付券を雄武町家族介護用品支給事業施行規則に基づき交付しています。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成18年度から介護保険制度の地域支援事業(任意事業)として実施

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 家族介護による経済的負担の軽減を図るため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>家族介護世帯の負担が軽減されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>重度の要介護者を介護している低所得世帯を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
【事業の対象・手段】	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p> <input checked="" type="radio"/> A 継 続 <input type="radio"/> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) <input type="radio"/> イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) <input type="radio"/> ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) <input type="radio"/> エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの) </p> <p> B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃 止 </p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p>
<p>(説明)</p> <p>在宅において重度の要介護者を介護している低所得世帯に対し、介護用品(紙オムツ、尿パッド等)の給付券を交付しております。家族介護の経済的負担の軽減を図るため事業の継続実施が必要と考えます。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 35

事業名 (計画事業名)	重度心身障害者医療給付事業 重度心身障害者医療費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 法定受託事務
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 重度心身障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 重度心身障害者を支援する		
事業の手段	(How) 医療費を助成する		
事業の結果	(Outcome) 医療費の負担軽減が図られる		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
重度心身障害者の医療費助成		17,882千円	19,032千円	12,064千円	17,000千円	16,000千円	H10～H19	12,064千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
町条例に基づき医療費を助成	町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	重度心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担	<input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである <input type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである <input type="radio"/> c 民間が行うべきである
(1)行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	
	(説明) 重度心身障害者の安定した生活を確保するため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>重度心身障害者の医療費負担が軽減されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>重度心身障害者を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>重度心身障害者医療給付事業補助金(北海道医療給付事業)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

重度心身障害者に対し、その医療費を町条例に基づき助成しているもので、医療費の負担軽減を図るため継続実施が必要な事業と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 36

事業名 (計画事業名)	更生医療給付事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの拡充		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 重度心身障害者	受益者負担	有 (無)
事業の意図	(What) 重度心身障害者を支援する		
事業の手段	(How) 医療費を給付する		
事業の結果	(Outcome) 医療費が軽減される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
医療費を給付	712千円	628千円	2,989千円	2,360千円		H10～H19	2,989千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

医療費自己負担を更生医療として給付	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	公費負担医療制度である更生医療費自己負担を給付するものです。(人工透析で通院している方の医療費)
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	障害者自立支援法の制定に伴い公費負担医療制度であった育成医療、精神通院公費、更生医療が「自立支援医療」に再編されました。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、障害者自立支援法により、人工透析で通院している患者の医療費自己負担を自立支援医療として給付するものです。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 37

事業名 (計画事業名)	身体障害者補装具交付事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	身体障害者補装具交付事業	調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 身体障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 補装具の更新・修理費を支援する		
事業の手段	(How) 経費を助成する		
事業の結果	(Outcome) 負担が軽減される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
補装具の交付・修理費の助成	1,631千円	3,846千円	2,744千円	1,500千円	2,000千円	H10～H19	2,744千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

身体障害者に対し、補装具の更新・修理費の助成	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	身体障害者等の日常生活の便宜を図るため補装具の更新・修理費の助成を実施しています。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法の施行に伴い補装具費として支援することになります。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 障害のある方々の地域での生活を支援する事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

身体障害者に対し、補装具の交付・修理費の助成を行っておりますが、経費の負担軽減を図るため必要な事業と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 38

事業名 (計画事業名)	重度身体障害者日常生活用具給付事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	重度身体障害者日常生活用具給付事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 重度身体障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 日常生活用具購入を支援する		
事業の手段	(How) 購入経費を助成する		
事業の結果	(Outcome) 経費の負担軽減が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
日常生活用具の給付・貸与	378千円	371千円	339千円	600千円	600千円	H10～H19	339千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

重度身体障害者の日常生活用具購入経費を助成	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-----------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	在宅の重度身体障害者等の日常生活の便宜を図るため重度身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱に基づき浴槽等の日常生活用具の給付・貸与を実施しています。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。地域生活支援事業により日常生活用具の給付を行うこととなります。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- ① A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

重度身体障害者に対し、特殊寝台等の日常生活用具の給付・貸与を行っておりますが、日常生活の利便と経費の負担軽減を図るため必要な事業と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 39

事業名 (計画事業名)	心身障害者年金支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	心身障害者年金支給事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		[総合計画以外の計画・指針等] [根拠法令等] [事務種類] 自治事務(例規)
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 心身障害者	受益者負担	有・ 無
事業の意図	(What) 生活費を支援する		
事業の手段	(How) 年金を支給する		
事業の結果	(Outcome) 生活費の一部となる		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
心身障害者年金支給		3,162千円	3,109千円	2,470千円	1,950千円	2,630千円	H10～H19	2,470千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
雄武町心身障害者年金条例に基づき年金を支給	対象者に通知 [関係機関・関係部署との役割分担]

事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	心身障害者の生活を支援するため雄武町心身障害者年金条例に基づき年金を支給しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	支給対象者を見直し平成17年度に条例を改正

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 心身障害者の生活に希望を与えるものであり行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>心身障害者を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>対象者の見直しを実施済</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>条例に基づき10月1日に支給</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>心身障害者を精神的に支えるものであり休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、雄武町内に住所を有する心身障害者に年金を支給し、精神的なうらおいと希望を与えることを目的としており、継続実施が必要と考えます。(平成17年3月雄武町心身障害者年金条例の一部改正済)

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 40

事業名 (計画事業名)	重度身体障害者タクシー料金助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	重度身体障害者ハイヤー料金助成事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 自治事務(例規)
主要施策の分類	障害者に配慮したまちづくりの推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 重度身体障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 移動手段を支援する		
事業の手段	(How) ハイヤー料金の一部を助成する		
事業の結果	(Outcome) 交通費の負担軽減が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
ハイヤー料金助成券の交付	558千円	540千円	512千円	600千円	680千円	H10～H19	512千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

町要綱に基づきハイヤーの助成券を交付	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
--------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	雄武町重度身体障害者ハイヤー料金助成要綱により身体障害者又は療育手帳制度要綱第2の規定による精神薄弱者に対し交通費助成券を交付しております
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 重度身体障害者の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的としており行政の支援が必要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>通院に係る交通経費が軽減されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>重度身体障害者の交通経費を助成するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・<input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成15年度より交付枚数を43枚としております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>重度身体障害者の移動経費を支援するものであり休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

重度身体障害者の通院等のハイヤー利用に対し、町要綱に基づき助成券を交付しておりますが、移動手段の支援、交通費の負担軽減を図るため必要な事業と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 41

事業名 (計画事業名)	雄武町身体障害者福祉協会運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	地域福祉の推進	【根拠法令等】
主要施策の分類	身体障害者福祉協会の活動支援	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

事業の説明等	
事業の対象 (Who)	身体障害者福祉協会 受益者負担 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	身体障害者福祉協会活動を支援する
事業の手段 (How)	運営費を補助する
事業の結果 (Outcome)	事業が円滑に実施される

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
身体障害者福祉協会運営費補助	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円		H10～H19	30千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障害者福祉協会の活動運営費を補助	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	身体障害者で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 身体障害者の自立助長と更生援護活動を推進するため、行政として支援する必要があります

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>組織の充実強化と円滑な事業運営を図るため行政の支援が必要と考えます</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>円滑な事業運営がなされています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>身体障害者の自主的な活動組織を支援するものであり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>補助額30千円であり削減は困難</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p>b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の活動を円滑に行うため支援が必要であり休止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町身体障害者福祉協会に対し運営費を補助しておりますが、当協会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 42

事業名 (計画事業名)	身体障害者施設訓練等支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	身体障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	身体障害者を支援する		
事業の手段 (How)	支援費を支出する		
事業の結果 (Outcome)	身体障害者の支援が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設訓練等支援費	1,416千円	2,553千円	2,514千円	2,510千円		H10～H19	2,514千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

身体障害者福祉法による身体障害者の施設入所に係る支援費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
--------------------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 43

事業名 (計画事業名)	身体障害者居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	身体障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	身体障害者を支援する		
事業の手段 (How)	支援費を支出する		
事業の結果 (Outcome)	身体障害者の支援が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
居宅生活支援費	0	443千円	1,219千円	520千円		H10～H19	1,219千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

身体障害者福祉法による身体障害者の居宅サービス利用に係る支援費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 44

事業名 (計画事業名)	身体障害者更生訓練費支給事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 法定受託事務
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実	

事業の説明等	
事業の対象 (Who)	身体障害者 受益者負担 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
事業の意図 (What)	身体障害者を支援する
事業の手段 (How)	支援費を支出する
事業の結果 (Outcome)	身体障害者の支援が図られる

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
更生訓練費		8千円	24千円	22千円	26千円		H10～H19	22千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
身体障害者更生支援施設等入所者の更生訓練に係る費用を支出	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者を支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	代替案
	スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
(1)行政としての役割	
ア 公共的な財・サービスの提供	(説明)
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 45

事業名 (計画事業名)	知的障害者施設訓練等支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 知的障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 知的障害者を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 知的障害者の支援が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設訓練等支援費	50,747千円	53,215千円	55,037千円	58,130千円		H10～H19	55,037千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

知的障害者福祉法による知的障害者の施設入所に係る支援費、医療費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 46

事業名 (計画事業名)	知的障害者居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 知的障害者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 知的障害者を支援する		
事業の手段	(How) 支援費を支出する		
事業の結果	(Outcome) 知的障害者の支援が図られる		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
居宅生活支援費	5,385千円	7,209千円	7,669千円	8,160千円		H10～H19	7,669千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

知的障害者福祉法による知的障害者の居宅サービス利用に係る支援費を支出	【町民への周知方法】 町広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
------------------------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

A選択の場合のみ

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 47

事業名 (計画事業名)	児童居宅生活支援費	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 法定受託事務
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	障害者福祉の充実	
主要施策の分類		保健・医療・福祉サービスの充実

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	障害児	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	障害児を支援する		
事業の手段 (How)	支援費を支出する		
事業の結果 (Outcome)	障害児の支援が図られる		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
児童居宅生活支援費		443千円	952千円	1,276千円	1,180千円		H15～H19	1,276千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
児童福祉法による児童の居宅サービス利用に係る支援費を支出	町広報誌で周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	障害者福祉サービスにおける支援費制度は「障害者の自己決定を尊重し利用者本位のサービスの提供を基本として事業者等との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し契約によりサービスを利用する仕組み」であり市町村はサービス利用に要する費用から利用者負担額を除いた費用を支援費として事業者に支払うものです。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	障害者自立支援法が施行され、効率的なサービスの提供を図るため機能に着目したサービス体系に再編された。市町村はサービス利用計画案の判定(1次、2次)によりサービスの支給を決定し、介護給付、訓練等給付を行う新たな仕組みが導入された。

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づく事業であり行政が実施すべき事業と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切にサービスが提供されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者福祉の充実が図られ町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方法を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者福祉サービスの充実を図るものであり継続実施が必要な事業であります。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 48

事業名 (計画事業名)	西紋地区療育センター運営負担金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	障害者福祉の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	保健・医療・福祉サービスの充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 西紋地区療育センター	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 療育センター運営費を負担する		
事業の手段	(How) 支援費収入不足額を負担する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
運営負担金	738千円	716千円	897千円	806千円		H10～H19	897千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	特になし
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
西紋地区療育センターの運営負担金を支出	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	紋別市幼児療育センターの運営費の収入不足額を西紋5市町村で負担しているものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 西紋5市町村で実施
	代替案
	スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整
	国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	西紋地域療育推進協議会は平成18年度から発達支援センター協議会へ移行

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	a 行政が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	障害者福祉の充実を図るため西紋5市町村で実施している事業であり行政の支援が必要と考えます
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p><input checked="" type="radio"/>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>住民のニーズに対応するため行政の支援が必要です</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input type="radio"/>該当 <input checked="" type="radio"/>非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>療育センターの運営が円滑に行われている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>西紋5市町村で実施しており町民の理解が得られる事業と考える</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/>可 <input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可 <input checked="" type="radio"/>不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/>可 <input type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/>協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="radio"/>該当 <input type="radio"/>非該当</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/>協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>西紋地域療育推進協議会</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>通園人数、人口等により各市町村の負担額が算出されている</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>西紋地区で実施しているため休廃止することが出来ない</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

西紋地区療育センターの運営にあたり、その運営費の不足額を西紋5市町村で負担しているものであり継続実施が必要です。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 49

事業名 (計画事業名)	ひとり親家庭等医療費助成事業(母子家庭等医療給付事業)	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	母子家庭等医療費助成事業	調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	ひとり親家庭支援の充実		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	ひとり親家庭	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	ひとり親家庭を支援する		
事業の手段 (How)	医療費を助成する		
事業の結果 (Outcome)	医療費の負担軽減が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
ひとり親家庭の医療費助成	3,199千円	3,870千円	2,967千円	2,700千円	2,700千円	H10～H19	2,967千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

ひとり親家庭の医療費を町条例に基づき助成	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
----------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 ひとり親家庭の安定した生活を確保するため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>ひとり親家庭の医療費負担が軽減されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>ひとり親家庭を支援するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>ひとり親家庭等医療給付事業補助金(北海道医療給付事業)</p>
【事業の対象・手段】	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>ひとり親家庭の自立と安定した生活を確保するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

ひとり親家庭の医療費の負担軽減を図るため、町条例に基づき助成しております。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 50

事業名 (計画事業名)	乳幼児医療扶助 乳幼児等医療費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実		【事務種類】 法定受託事務
主要施策の分類	子育て支援機能の強化		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 乳幼児	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 少子化対策を図る		
事業の手段	(How) 医療費を助成する		
事業の結果	(Outcome) 親の負担軽減が図られる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
乳幼児医療費の助成	5,988千円	6,053千円	6,682千円	6,030千円	6,030千円	H10～H19	6,682千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

乳幼児の医療費を町条例に基づき助成	【町民への周知方法】 広報誌で周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
-------------------	---

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	乳幼児医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として町条例に基づき医療費の一部を助成しているものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 疾病の早期診断と早期治療を促進するため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>乳幼児を持つ保護者の医療費負担が軽減されている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>次代を担う乳幼児の健康を確保するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>乳幼児医療費補助金(北海道医療給付事業)</p>
【事業の対象・手段】	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>前年の実績に基づき予算を計上しております</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>乳幼児の健康維持と子育て家庭の安定した生活を確保するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

少子化対策として乳幼児の医療費を町条例に基づき助成しております。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 51

事業名 (計画事業名)	雄武町母子会運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	ひとり親家庭の組織活動への支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 母子会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 母子会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
雄武町母子会運営費補助	20千円	20千円	20千円	20千円		H10～H19	20千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

本年度の事業実施スケジュール

母子会の活動運営費の補助	【町民への周知方法】 広報誌で会員を募集 【関係機関・関係部署との役割分担】
--------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	母子世帯で組織されている当会に対し運営費の補助を行い、当会の活動推進を図るものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	会員の減少、高齢化が進んでおり広報誌で会員の募集を行った

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 母子家庭の自立援助と経済的・精神的な不安を解消するため行政として支援する必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の事業が円滑に行われている</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>母子家庭の自主的な活動組織を支援するものであり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>補助額20千円であり削減は困難</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休止の影響] (事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>当会の活動を円滑に行うため支援が必要であり休止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町母子会に対し運営費を補助しておりますが、当会の事業を円滑に行うため継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 52

事業名 (計画事業名)	特別養護老人ホーム等施設運営支援事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会福祉協議会の活動支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 雄武町社会福祉協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 施設運営を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設運営費補助			10,000千円	5,000千円		H17～H19	10,000千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

特別養護老人ホーム等施設運営補助金を支出	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	特別養護老人ホーム等の管理・運営の移行先である雄武町社会福祉協議会に対し平成17年度から19年度までの3カ年間施設運営費の財政支援を行うものである
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 平成16年12月24日に締結した確認書によるもの

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>施設の運営が円滑に行われた</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>平成18年度については5,000千円を計上</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

安定的な運営が確保されるまでの一定期間、福祉ニーズの適正な対応に資するため、施設運営費の財政支援を行っているものであり円滑な施設運営を図るため事業の継続実施が必要と考えます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 53

事業名 (計画事業名)	高齢者介護サービス事業運営安定資金貸付	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	社会福祉協議会の活動支援		

事業の説明等

事業の対象	(Who)	雄武町社会福祉協議会	受益者負担	有 (無)
事業の意図	(What)	施設運営を支援する		
事業の手段	(How)	運営費を貸付する		
事業の結果	(Outcome)	事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
運営資金貸付			50,000千円			H17	50,000千円

【事業計画の達成状況】	(説明) ~ 事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	安定的な介護サービスの提供を確保するため当座の運転資金を貸付した
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1)行政としての役割	b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	平成17年1月28日に締結した福祉施設運営資金貸付契約書によるもの
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>施設の運営が円滑に行われた</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>ⓑ 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p> C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p> D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="B"/> — <input type="text" value="A選択の場合のみ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>雄武町社会福祉法人の助成に関する条例(平成5年条例第1号)第2条の規定に基づき運営資金50,000千円を貸し付けたものです。 (平成18年3月28日償還済)</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 54

事業名 (計画事業名)	デイサービスセンター車輛更新事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調査作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	地域福祉活動推進体制の充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 施設利用者	受益者負担	有・ (無)
事業の意図	(What) 送迎バス等を購入する		
事業の手段	(How) 備荒資金の償還		
事業の結果	(Outcome) 送迎バス等が更新される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
送迎バスの備荒資金償還			24千円	1,604千円		H17～H19	24千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

送迎バス購入に係る市町村備荒資金年賦償還金を支出	【町民への周知方法】 【関係機関・関係部署との役割分担】
--------------------------	-------------------------------------

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	デイサービスセンターの送迎バス(平成2年車)が老朽化しておりましたので安全な運行を確保するため更新したものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 平成16年12月24日に取り交わした特別養護老人ホーム等の管理運営の移行に係る確認事項

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>送迎バスが更新された</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>デイサービスセンターの送迎に必要であり町民の理解が得られると考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>市町村備荒資金を活用(平成23年度まで償還)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>入札により購入した</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>車輛譲渡代金の償還であり休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

平成17年度に購入した送迎バスに係る年賦償還金を支出するものです

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 55

事業名 (計画事業名)	老人福祉センター改修事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登録事業	非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	地域福祉の推進		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	地域福祉活動推進体制の充実		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 社会福祉施設	受益者負担	有・ (無)
事業の意図	(What) 社会福祉施設を整備する		
事業の手段	(How) 改修工事を行う		
事業の結果	(Outcome) 施設が良好な状態になる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
老人福祉センター浴室改修			418千円			H17	418千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

月木(男性)火金(女性)に浴室を開放	【町民への周知方法】 新聞チラシ折込にて周知 【関係機関・関係部署との役割分担】
--------------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	公衆浴場(藤の湯)の廃業に伴い入浴出来なくなった町民に対応するため老人福祉センターの浴室を改修したものです
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	老人福祉センターの嘱託員に時間外(1時間)を支出し準備清掃をしております

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 自宅に浴室が無い高齢者等の健康保持を図るため行政が行う必要があると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>少人数ではありますが定期的に浴室が利用されています</p>
<p>[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>緊急性のある住民ニーズに対応するものであり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B** 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

平成17年度に改修工事が終了しました。利用状況の把握と維持管理経費の節約に努めます。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18年 6月 1日現在

整理番号 5 - 56

事業名 (計画事業名)	雄武町少年補導委員連絡協議会運営費補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	地域ぐるみの児童の健全育成の推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who) 少年補導委員連絡協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 少年補導委員連絡協議会活動を支援する		
事業の手段	(How) 運営費を補助する		
事業の結果	(Outcome) 事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

【事業内容】	事業量の推移について記入				備考欄は直近年度の事業費実績値を記入		
	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
少年補導委員連絡協議会運営費補助	100千円	85千円	80千円	0		H10～H17	80千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

【町民への周知方法】
【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	少年補導活動を実施していた当協議会に対し運営補助を行っていましたが、遠紋地区広域補導連絡協議会の解散もあり今後の当協議会の運営について青少年問題協議会において休止又は廃止について検討しました

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】 少年の健全育成を図るものであり行政と町民が一体となって取り組むことが重要と考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>学校、地域住民により同様の活動が行われている</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>適切な補導活動により少年の健全育成が図られている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>非行の未然防止を図る有効な啓発活動であり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
【事業の対象・手段】	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の廃止を検討した</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

雄武町青少年問題協議会において当初の目的が十分に達せられていると判断されましたので平成17年度に雄武町少年補導委員連絡協議会を解散しました

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 57

事業名 (計画事業名) 児童手当支給事業	担当課・係名 (上段: 課名・下段: 係名) 保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)	調査作成者職氏名 主事 吉田達也

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 法定受託事務
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	児童・ひとり親家庭福祉の充実	
主要施策の分類	子育て支援機能の強化	

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 小学校修了前児童	受益者負担	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 子育て家庭を支援する		
事業の手段	(How) 児童手当を支給する		
事業の結果	(Outcome) 児童手当の養育費となる		

事業の執行状況		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入						
【事業内容】	事業量の推移について記入	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
児童手当を支給		14,125千円	19,200千円	20,095千円	26,720千円		H10～H19	20,095千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
小学校修了前の児童を養育する保護者に児童手当を支給	対象者に通知
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成	
【立案形成に至る背景・ニーズ】	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として法律に基づき児童を養育している者に児童手当を支給しています
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 他市町村も同様に実施
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	児童手当法の改正により平成18年4月1日から支給対象年齢が小学校6年生まで拡大されました

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1) 行政としての役割 <input checked="" type="radio"/> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 法律に基づくものであり行政が実施すべき事業

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>養育家庭における生活の安定が図られている</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>広く知られている制度であり町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p style="text-align: center;">実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討</p> <p style="text-align: center;">可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況</p> <p style="text-align: center;">該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性</p> <p style="text-align: center;">有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>児童手当法に基づき支給</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

子育て家庭を支援するため、小学校修了前の児童を養育する保護者に児童手当を支給しており、継続実施が必要です。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 58

事業名 (計画事業名)	指定訪問介護事業運営補助事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 社会福祉係
(細事業名)		調書作成者職氏名	主事 吉田達也

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】
施策の項目の分類	高齢者対策の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	在宅福祉サービス等の拡充		

事業の説明等

事業の対象 (Who)	雄武町社会福祉協議会	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	指定訪問介護事業を支援する		
事業の手段 (How)	事業運営費を補助する		
事業の結果 (Outcome)	事業が円滑に実施される		

事業の執行状況

事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入					
【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
事業運営費を補助	3,000千円	4,820千円	4,500千円	4,200千円		H15～H19	4,500千円

事業計画の達成状況

a 事業計画を予定どおりに達成している	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等 特になし
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】

事業運営費の収入不足額を補助	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	在宅の要介護状態又は要支援状態にある高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう援助を行っている社協のホームヘルプサービスに対し事業運営費の収入不足額を平成15年度から補助しています
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) <input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである <input type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである <input type="radio"/> c 民間が行うべきである 【説明】 在宅福祉サービスの推進を図るため行政の支援が必要であると考えます

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p><input checked="" type="radio"/>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>指定訪問介護事業の円滑な実施のため行政の支援が必要であると考えます</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input type="radio"/>該当 <input checked="" type="radio"/>非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>身体介護、家事援助、訪問介護サービスが適切に提供されています</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者のニーズに対応したサービスが提供されており町民の理解が得られる事業と考えます</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/>可 <input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可 <input checked="" type="radio"/>不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/>可 <input checked="" type="radio"/>不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/>該当 <input checked="" type="radio"/>非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事業運営費の収入不足額を補助しています</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>ホームヘルプサービスを継続して提供するため休廃止することが困難な事業</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

- A 継 続 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- ア 現状維持 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- イ 拡 充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- ウ 縮 小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統 合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)
- B 終 了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休 止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃 止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

本事業は、在宅福祉サービスの拡充を図るため、指定訪問介護事業所の雄武町社会福祉協議会に対し、事業運営費の収入不足額を補助するものです。

(説明)